

匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報データベース（NDB）の第三者提供

よくあるご質問（FAQ）

2021年9月1日作成

⑦審査承諾後の手続きに関する質問

（全般）

1	Q	NDBデータの提供までの流れはどうか。
	A	専門委員会で承諾されると、厚生労働省から「承諾通知書」が発送されます。引き続き、データ抽出に係る指定書類(様式3、5)を提出ください。 これら書類の提出を受けてからデータ抽出条件の調整、データ抽出に進みます。 ※なお、2021年10月から、様式4（利用規約）は様式5に統合されました。

2	Q	データ提供時、担当者側にて媒体を準備する必要があるか。
	A	媒体を準備する必要はありません。 データ容量により、DVD-Rまたは外付けハードディスクに書き込みデータを送付します。DVD-Rについては、利用終了まで保存いただき、利用終了後に窓口に返却ください（書留、セキュリティ便等）。 外付けハードディスクについては厚生労働省の貸し出し用媒体であるため、到着後2週間以内に返却ください。

3	Q	データ抽出に係る書類（様式3、5）を提出してからどれくらいでデータが提供されるか。
	A	2021年9月現在、非常に多くの方より提供のお申出をいただいております。このため、提供申出が承諾された日からデータをご提供するまで、長期間（200日以上）を要する場合がございます（サンプリングデータセットを除く）。

（条件付承諾、審査継続）

4	Q	専門委員会での審査の結果、「条件付承諾」となった場合の手続きはどのように行うか。
	A	審査結果通知書に記載されている条件への回答をご準備ください。既定のフォーマット等はありません。 窓口に条件への回答を提出いただき、厚生労働省および専門委員への確認を経て条件が解消されれば、データ抽出条件の調整に進むことができます。次回専門委員会で再度審査を受ける必要はありません。

5	Q	専門委員会での審査の結果、「審査継続」となった場合の手続きはどのように行うか。
	A	審査結果通知書に記載されている「審査継続の理由」への回答および申出内容の見直しを検討ください。 窓口に審査継続の理由への回答を提出いただき、厚生労働省および専門委員への事前確認を経て、次回の専門委員会での審査に進むことができます。